

札幌市場経第 400 号  
令和 5 年（2023 年）10 月 5 日

関係各位

札幌市長 秋元 克広

業務要領の一部改正について（通知）

標記の件について、下記のとおり要領を改正しましたので通知します。

記

1 改正する要領

水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

2 改正内容

別添 1～2 のとおり。

(1) 新旧対照表 別添 1

(2) 新要領 別添 2

※なお、一部品目について、入荷数量を明示することとなっているが、明示方法については、当分の間、上場物品の 1 番品に当該物品の当日の入荷数量を記載した紙等を同梱する方法とする。

3 施行日

令和 5 年 10 月 10 日

担当：札幌市経済観光局中央卸売市場経営支援課  
Tel 611-3114

別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1～7条 (省略)</p> <p>附 則 この要領は、平成12年4月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成18年9月11日から施行する。 2 「あんこう」「はっかく」を除く品目にあつては、平成18年9月19日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成19年6月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年8月21日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>第1～7条 (現行のとおり)</p> <p>附 則 この要領は、平成12年4月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成18年9月11日から施行する。 2 「あんこう」「はっかく」を除く品目にあつては、平成18年9月19日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成19年6月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年8月21日から施行する。</p> <p>附 則</p>	

別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行						改 正 後						備 考
この要領は、令和2年6月21日から施行する。 <u>(追加)</u>						この要領は、令和2年6月21日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和5年10月10日から施行する。</u>						<u>(追加)</u>
別表1 (省略)						別表1 (現行のとおり)						
別表2の1 (省略)						別表2の1 (現行のとおり)						
別表2の2 (省略)						別表2の2 (現行のとおり)						
別表2の3 (省略)						別表2の3 (現行のとおり)						
別記 取引物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する一 覧表						別記 取引物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する一 覧表						別記について ・表の項目を開札時刻（販売開始時刻）に変更 ・一部の品目において、「販売方法」「開札時刻（販売開始時刻）」「売買取引の条件」を変更
売場別	販売方法	販売開始時刻	品 目	備 考	売買取引の条件	売場別	販売方法	開札時刻 (販売開始時刻)	品 目	備 考	売買取引の条件	
大 口	<u>せり</u>	<u>5:30</u>	あぶらぼうず		<u>全量せり</u>	大 口	<u>入札</u>	<u>5:20</u>	あぶらぼうず		<u>全量入札</u>	
	<u>入札予約併用</u>	<u>5:15</u>	あんこう		最低上場数量 30個		最低上場数量 30個	<u>5:20</u>	あんこう		最低上場数量 30個	
			はっかく						はっかく			
			金頭						金頭			
			うぐい						うぐい			
			がや						がや			
			ふぐ						ふぐ			
	<u>せり予約併用</u>	<u>5:30</u>	きゅうり		最低上場数量 30個		最低上場数量 30個	<u>5:50</u>	めぬき		最低上場数量 30個	
			柳舞						きゅうり			
			めぬき						柳舞			
			きんき						きんき			
			真だら	原料用以外					最低上場数量 30個			
ごっこ				最低上場数量 30個								

別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行					改 正 後					備 考						
			あぶらこ	最低上場数量 50個	<u>入札予約併用</u>	<u>5:20</u>	真だら	原料用以外	最低上場数量 30個							
			しまぞい				ごっこ									
			黒ぞい				あぶらこ				最低上場数量 50個					
			かじか				しまぞい									
			にしん				黒ぞい									
	活〆魚	各魚種最低上場数量20個	かじか	せり予約併用	<u>5:50</u>	にしん		最低上場数量 50個								
	<u>せり予約併用</u>		<u>6:30</u>			砂かれい			最低上場数量 30個		<u>入札予約併用</u>	<u>5:20</u>	活〆魚	各魚種最低上場数量20個		
						はたはた							道内物に限る		最低上場数量 70個	せり予約併用
						ほっけ					原料用以外	<u>入札予約併用</u>	<u>5:20</u>	真がれい		
						真がれい					道内物に限る				ほっけ	原料用以外
黒がれい																
婆がれい																
赤がれい																
石がれい																
水かれい																
やりいか		最低上場数量 50個		せり予約併用	<u>5:50</u>	やりいか		最低上場数量 50個								
さんま	道内物(4kg30尾未満に限る)	さんま	道内物(4kg30尾未満に限る)			最低上場数量 100個										
せり予約併用	<u>7:20</u> <u>※1月～3月 6:30</u>	するめいか	最低上場数量 50個													

別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行					改 正 後					備 考
相対	3:30	さば	関さばを含む	全量相対	相対	3:30	するめいか		最低上場数量 50個	
		いわし					さば	関さばを含む	全量相対	
		かつお					いわし			
		いなだ					かつお			
		わらさ類					いなだ			
		宗八がれい					わらさ類			
		なめたがれい					宗八がれい			
		銀がれい					なめたがれい			
		わらずか					銀がれい			
		がず					わらずか			
		こまい					がず			
		すけそうだら					こまい			
		銀だら					すけそうだら			
		ぼら					銀だら			
		ぶり	5kg未満の道内物、全ての道外物				ぼら			
		たなご					ぶり	5kg未満の道内物、全ての道外物		
		赤魚					たなご			
相対	3:30	あじ			相対	3:30	赤魚			
		真だら	原料用に限る				あじ			
		はたはた	道外物に限る				真だら	原料用に限る		
		ほっけ	原料用に限る				はたはた	道外物に限る		

別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行						改 正 後						備 考	
			さんま	道内物 (4kg30尾 以上に限 る)及び道 外物に限る					ほっけ	原料用に限 る			
			あさばか れい						さんま	道内物 (4kg30尾 以上に限 る)及び道 外物に限る			
			その他の魚 介類						あさばか れい				
									その他の魚 介類				
売場別	販売方法	販売開始 時刻	品 目	備 考	売買取引の 条件	売場別	販売方法	開札時刻 (販売開 始時刻)	品 目	備 考	売買取引の 条件		
近 海	入札	5:30	むきかき	厚岸、昆布 森	全量入札	近 海	入札	5:30	むきかき	厚岸、昆布 森	全量入札		
	入札予約 併用	5:30	灯台つぶ		最低上場数 量 20個		近 海	入札予約 併用	5:30	灯台つぶ		最低上場数 量 20個	最低上場数 量 30個
			青つぶ			青つぶ							
			磯つぶ			磯つぶ							
			ちか		最低上場数 量 30個	ちか					最低上場数 量 30個		
			ほや	むきを除く		ほや	むきを除く						
			なまこ		最低上場数 量 50個	なまこ				最低上場数 量 50個			
	真だち		真だち										
貝むきみ	ほたて・ほ つき・ つぶ・かき を除く		貝むきみ	ほたて・ほ つき・ つぶ・かき を除く									



別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行					改 正 後					備 考
相対	3:30	秋さけ	加工用ブナ、セミに限る	全量相対	相対	3:30	秋さけ	加工用ブナ、セミに限る	全量相対	
		本ます	セミに限る				本ます	セミに限る		
		青ます	セミに限る				青ます	セミに限る		
		養殖銀さけ					養殖銀さけ			
		むきかき	厚岸、昆布森を除く				むきかき	厚岸、昆布森を除く		
		殻付きかき					殻付きかき			
		しじみ					しじみ			
		貝あさり					貝あさり			
		白貝					白貝			
		むきつぶ					むきつぶ			
		むきほや					むきほや			
		海藻類					海藻類			
		助たち					助たち			
		すりみ					すりみ			
		水かすべ					水かすべ			
		すけそうこ	加工用に限る				すけそうこ	加工用に限る		
むきがに		むきがに								
紅さけ	セミに限る	紅さけ	セミに限る							
その他の魚介類		その他の魚介類								

別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行						改 正 後						備 考
売場別	販売方法	販売開始時刻	品 目	備 考	売買取引の条件	売場別	販売方法	開札時刻 (販売開始時刻)	品 目	備 考	売買取引の条件	
高 級	せり	5:15	チップ	セミを除く	全量せり	高級	入札 ※初入荷 から7回 はせり	5:40 (せり開始時刻6:30)	チップ	セミを除く	全量入札	
			ぶり	11kg以上 (道外物を除く)								
			おひょう									
	せり予約 併用	5:15	ぼたんえび		最低上場数量 30個	せり	5:15	ぶり	11kg以上 (道外物を除く)	全量せり		
			ひらめ		最低上場数量 50個	入札	5:40	おひょう		全量入札		
			松川がれい			せり予約 併用	5:15	ぼたんえび		最低上場数量 30個		
			ぶり	5kg以上～ 11kg未満 (道外物を除く)	各kg最低上場数量 50個	入札予約 併用	5:40	ひらめ 松川がれい		最低上場数量 50個		
	入札	5:00	活魚	活がに・活たこ・活いか及び注文品を除く	全量入札	高級	入札	5:00	活魚	活がに・活たこ・活いか及び注文品を除く	全量入札	
			下りもの	注文品を除く								
	せり予約 併用	6:00	ずわいがに		最低上場数量 70個	高級	せり予約 併用	6:00	ずわいがに		最低上場数量 70個 (3,4,5月 30個(上記以外の月))	
			毛がに									
			たらばがに									
相対	3:30	ほたて		全量相対	高級	せり予約 併用	6:00	毛がに				
		あわび										
		ほっき										
		生すじこ										
		しいら										

別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行				改 正 後				備 考
		はまち		相対	3:30	ほたて		全量相対
		南蛮えび				あわび		
		白魚				ほっき		
		養殖魚				生すじこ		
		淡水魚	チップを除く			しいら		
		チップ	セミに限る			はまち		
		うに				南蛮えび		
		活がに				白魚		
		あぶらがに				養殖魚		
		くりがに				淡水魚	チップを除く	
		花咲がに				チップ	セミに限る	
		活たこ				うに		
		活いか				活がに		
		下りもの	注文品に限る			あぶらがに		
		その他の魚介類				くりがに		
						花咲がに		
				活たこ				
				活いか				
				下りもの	注文品に限る			
				その他の魚介類				

別添1【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行						改 正 後						備 考	
売場別	販売方法	販売開始時刻	品 目	備 考	売買取引の条件	売場別	販売方法	販売開始時刻	品 目	備 考	売買取引の条件		
太 物	せり予約 併用	6:00	本まぐろ	国内畜養物 及び注文品の 海外蓄養物 を除く	上場割合 入荷本数の 60%	太 物	せり予約 併用	6:00	本まぐろ	国内畜養物 及び注文品の 海外蓄養物 を除く	上場割合 入荷本数の 60%		
			めばち						めばち				
			きわだ						きわだ				
			いんどまぐ ろ	蓄養物を除 く					いんどまぐ ろ	蓄養物を除 く			
			めじ	道内物に限 る					めじ	道内物に限 る			
	相対	3:30	冷凍まぐろ		全量相対		相対	3:30	冷凍まぐろ		全量相対		
			めじ	道外物に限 る					めじ	道外物に限 る			
			いんどまぐ ろ	蓄養物に限 る					いんどまぐ ろ	蓄養物に限 る			
			だるま						だるま				
			本まぐろ	国内畜養物 及び注文品の 海外蓄養物 に限る					本まぐろ	国内畜養物 及び注文品の 海外蓄養物 に限る			
共 通	相対	3:30	冷凍品		全量相対	共 通	相対	3:30	冷凍品		全量相対		
			解凍品						解凍品				
			塩干加工品						塩干加工品				
			輸入品						輸入品				
			開魚・切魚						開魚・切魚				
備考						備考							

別添 1 【一部改正】水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領

現 行	改 正 後	備 考
1 入札物品にあつては、電子入札不調時には手書き入札又はせりにより販売する。	1 入札物品にあつては、電子入札不調時には手書き入札又はせりにより販売する。	
別記様式 1 (省略)	別記様式 1 (現行のとおり)	
別記様式 2 (省略)	別記様式 2 (現行のとおり)	

別添2 (水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領)

別記

取引物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する一覧表

売場別	販売方法	開札時刻 (販売開始時刻)	品 目	備 考	売買取引の条件	
大 口	入札	5:20	あぶらぼうず		全量入札	
	入札予約 併用	5:20	あんこう			最低上場数量 30個
			はっかく			
			金頭			
			うぐい			
			がや			
			ふぐ			
			まぞい			
			きゅうり			
			柳舞			
	せり予約 併用	5:50	めぬき			最低上場数量 30個
			きんき			最低上限数量 20個
	入札予約 併用	5:20	真だら	原料用以外		最低上場数量 30個
			ごっこ			
			あぶらこ			最低上場数量 50個
			しまぞい			
			黒ぞい			
	せり予約 併用	5:50	かじか			
			にしん			
	入札予約 併用	5:20	活メ魚			各魚種最低上場数量 20個
			砂かれい			最低上場数量 30個
	せり予約 併用	5:50	はたはた	道内物に限る		最低上場数量 70個
			ほっけ	原料用以外		
	入札予約 併用	5:20	真がれい			
			黒がれい			
			婆がれい			
			赤がれい			
石がれい						
せり予約 併用	5:50	水かれい				
		やりいか			最低上場数量 50個	
		さんま	道内物(4kg30尾未満 に限る)		最低上場数量 100個	
相対	3:30	するめいか			最低上場数量 50個	
		さば	関さばを含む		全量相対	
		いわし				
かつお						

(水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領)

			いなだ		
			わらさ類		
			宗八がれい		
			なめたがれい		
			銀がれい		
			わらずか		
			がず		
			こまい		
			すけそうだら		
			銀だら		
			ぼら		
			ぶり	5kg未満の道内物、 全ての道外物	
			たなご		
			赤魚		
			あじ		
			真だら	原料用に限る	
			はたはた	道外物に限る	
			ほっけ	原料用に限る	
			さんま	道内物(4kg30尾以上 に限る)及び道外物 に限る	
			あさばかれい		
			その他の魚介類		

別添2（水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領）

売場別	販売方法	開札時刻 (販売開始時刻)	品 目	備 考	売買取引の条件
近 海	入札	5:30	むきかき	厚岸、昆布森	全量入札
	入札予約 併用	5:30	灯台つぶ		最低上場数量 20個
			青つぶ		
			磯つぶ		
			ちか		最低上場数量 30個
			ほや	むきを除く	
			なまこ		
			真だち		最低上場数量 50個
			貝むきみ	ほたて・ほっき・ つぶ・かきを除く	
			真つぶ		最低上場数量 40個 大・中 各10個 小 20個
			真かすべ		最低上場数量 70個
	ししゃも		最低上場数量 50個		
	わかさぎ				
	入札	5:45	助さけ	セミを含む	全量入札
			紅さけ	セミを除く	
			鮭児	セミを含む	
	入札予約 併用	5:45	時さけ		上場割合 50% (入荷 数量明記)
	入札予約 併用 ※初入荷 から7回 はせり予 約併用	5:45	秋さけ	加工用ブナ、セミを 除く	最低上場数量 70個 上場上限数量 200個
			本ます	セミを除く	
	入札予約 併用	5:45	青ます	セミを除く	
入札			5:45	鯨肉	
入札予約 併用	5:45	魚卵類	生すじこを除く	最低上場数量 70個	
		にだこ		上場割合 50% (入荷 数量明記) 最低上場数量 70個 上場上限数量 200個	
相対	3:30	秋さけ	加工用ブナ、セミに 限る	全量相対	
		本ます	セミに限る		
		青ます	セミに限る		
		養殖銀さけ			
		むきかき	厚岸、昆布森を除く		

(水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領)

			殻付きかき		
			しじみ		
			貝あさり		
			白貝		
			むきつぶ		
			むきほや		
			海藻類		
			助たち		
			すりみ		
			水かすべ		
			すけそうこ	加工用に限る	
			むきがに		
			紅さけ	セミに限る	
			その他の魚介類		

別添2（水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領）

売場別	販売方法	開札時刻 (販売開始時刻)	品 目	備 考	売買取引の条件
高 級	入札 ※初入荷 から7回 はせり	5:40 (せり開始 時刻6:30)	チップ	セミを除く	全量入札
	せり	5:15	ぶり	11kg以上（道外物を 除く）	全量せり
	入札	5:40	おひょう		全量入札
	せり予約 併用	5:15	ぼたんえび		最低上場数量 30個
	入札予約 併用	5:40	ひらめ		最低上場数量 50個
			松川がれい		
			ぶり	5kg以上～11kg未満 (道外物を除く)	各kg最低上場数量 30個
	入札	5:00	活魚	活がに・活たこ・ 活いか及び注文品を 除く	全量入札
			下りもの	注文品を除く	
	せり予約 併用	6:00	ずわいがに		最低上場数量 70個（3, 4, 5月） 30個（上記以外の月）
			毛がに		
			たらばがに		
	相対	3:30	ほたて		全量相対
			あわび		
			ほっき		
			生すじこ		
しいら					
はまち					
南蛮えび					
白魚					
養殖魚					
淡水魚			チップを除く		
チップ			セミに限る		
うに					
活がに					
あぶらがに					
くりがに					
花咲がに					
活たこ					
活いか					
下りもの			注文品に限る		
その他の魚介類					

(水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領)

売場別	販売方法	販売開始時刻	品目	備考	売買取引の条件
太物	せり予約併用	6:00	本まぐろ	国内畜養物及び注文品の海外蓄養物を除く	上場割合 入荷本数の60%
			めばち		
			きわだ		
			いんどまぐろ	蓄養物を除く	
			めじ	道内物に限る	
	相対	3:30	冷凍まぐろ		全量相対
			めじ	道外物に限る	
			いんどまぐろ	蓄養物に限る	
			だるま		
			本まぐろ	国内畜養物及び注文品の海外蓄養物に限る	
共通	相対	3:30	冷凍品		全量相対
			解凍品		
			塩干加工品		
			輸入品		
			開魚・切魚		

備考

入札物品にあつては、電子入札不調時には手書き入札又はせりにより販売する。